事　務　連　絡
平成２３年８月３０日

東北電力管内及び東京電力管内に所在する
各都県・指定都市教育委員会教育長
各都県知事
各国公私立大学長
各公立大学法人の長
公立大学及び公立高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
文部科学大臣所轄各学校法人理事長
放送大学学園理事長　殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長
各国公私立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人の長
各文部科学省独立行政法人の長
公立学校共済組合理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
各文部科学省所管特例民法法人の長

文部科学省総括審議官　前川　喜平

電気事業法第２７条に基づく電気の使用制限緩和等について

日頃より、夏期の電力需給対策について御協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、政府の電力需給に関する検討会合において、別紙のとおり「電気事業法第２７条に基づく電気の使用制限緩和等について」が決定されましたのでお知らせいたします。

本件に係る告示は経済産業省から平成23年9月5日に公示される予定であり、個別に申請手続き等を行っていただく必要はありません。

都県教育委員会、都県知事及び構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の長においては、それぞれ域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）、所管の学校、所轄の私立学校及び当該私立学校を設置する学校法人等その他の教育機関等に対して、加盟事業者等を有する特例民法法人においては、加盟事業者等に対し、このことを周知してください。

【問い合わせ先】
文部科学省大臣官房文教施設企画部
参事官（技術担当）付
03-5253-4111（内線2319）

別　紙

電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限緩和等について

平 成 23 年 8 月 30 日
電力需給に関する検討会合決定

１．東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の全被災地域に対する、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置は、平成 23 年９月２日をもって、終了する。

２．東京電力株式会社管内に対する、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置は、平成 23 年９月９日をもって、終了する。

３．ただし、同使用制限措置終了後も、15%の需要抑制を努力目標として残し、無理をしない範囲で節電を行うよう要請する。

参考資料

News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成２３年８月３０日

電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和について

平素より節電への御理解・御協力をいただき、御礼を申し上げます。
今般、電力需給に関する検討会合が開催され、東北電力管内・東京電力管内の需給バランスが改善していることや、被災地の方々からの早期終了を求める声があることを踏まえ、
①９月２日（金）を最後に、東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第２７条に基づく電気の使用制限を終了すること、
②９月９日（金）を最後に、東京電力管内に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第２７条に基づく電気の使用制限を終了すること、
が決定されました。

１．緩和内容

①について

・東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地（下記参照）に所在する大口需要家（契約電力５００ｋＷ以上）の方々については、９月２日（金）を最後に、電気事業法第２７条に基づく電気の使用制限を終了します（９月５日（月）からは適用除外とします）。

＜東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地＞

- 青森県八戸市、上北郡おいらせ町
- 岩手県全市町村
- 宮城県全市町村
- 福島県全市町村
- 新潟県新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、十日町市、五泉市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、田上町、阿賀町、中魚沼郡津南町
- 茨城県日立市、ひたちなか市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、水戸市、笠間市、小美玉市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、鉾田市、行方市、つくば市、土浦市、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、石岡市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、筑西市、常総市、桜川市、下妻市、北相馬郡利根町、久慈郡大子町、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、稲敷郡美浦村、那珂郡東海村
- 栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
- 千葉県浦安市、我孫子市、香取市、旭市、習志野市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区

②について

・上記被災地以外の東京電力管内（栃木県の一部、群馬県、茨城県の一部、埼玉県、千葉県の一部、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の富士川以東）に所在する大口需要家の方々については、９月９日（金）を最後に電気事業法第２７条に基づく電気の使用制限を終了します（２２日（木）から約２週間の前倒し）。

（注）被災地以外の東北電力管内（青森県の一部、秋田県、山形県、新潟県の一部）に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第２７条に基づく電気の使用制限については、従来どおり９月９日（金）までとします。

（注）節電のお願いについて

・今般の緩和措置によって、①については９月２日（金）を最後に、②については９月９日（金）を最後に、電気事業法第２７条に基づく電気の使用制限が解除されることとなりますが、９月中下旬に残暑が戻る可能性もあることから、使用制限解除後も１５％の需要抑制は努力目標として残すこととします。ただし、気温も下がってくることから、国民生活及び経済活動に支障がなく、無理をしない範囲で節電に取り組んでいただきますようお願いいたします。

２．諸手続

①・②共通

・９月５日付で「使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成２３年経済産業省令告示第１２６号）」を改正するため、大口需要家の方々に申請手続等を行っていただく必要はございません。

（注）共同使用制限スキームを活用している場合について

・東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々と共同使用制限スキームを活用している大口需要家の方々は、東北経済産業局・関東経済産業局に御提出いただいた「電力共同抑制申請書」に記載した予定どおりに電気の使用をしてください。今般の緩和措置を踏まえ、電力共同抑制申請書の変更申請をしていただく必要はございません。

（本発表資料のお問い合わせ先）
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部　電力需給流通政策室長　吉川徹志
担当者：小柳、当間
電　話：０３－３５０１－１５１１（内線　４５８１～９０）
０３－３５０１－１７４８（直通）